

## 横浜市駐車場条例の一部改正(令和8年2月) 新旧対照表

改正前					改正後							
(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)					(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)							
<p>第4条 次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内において、同表の(2)の項に掲げる面積が、同表の(3)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の(4)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(5)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)、専ら道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。))の駐車のための施設(以下「自動二輪車専用駐車施設」という。))並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(6)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、同表の(1)の項に掲げる地区又は地域内で市長が別に駐車施設の附置に係る基準を定める区域において、当該基準に定めるところにより駐車施設を附置した者は、この条本文の規定により附置しなければならない駐車施設を附置したものとみなす。</p>					<p>第4条 次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内において、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の(3)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(4)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)、専ら道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。))の駐車のための施設(以下「自動二輪車専用駐車施設」という。))、<u>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第2条第3号に規定する自転車等駐車場(以下「自転車等駐車場」という。))</u>並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(5)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、同表の(1)の項に掲げる地区又は地域内で市長が別に駐車施設の附置に係る基準を定める区域において、当該基準に定めるところにより駐車施設を附置した者は、この条本文の規定により附置しなければならない駐車施設を附置したものとみなす。</p>							
(省略)					(省略)							
(2)	特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積と、非特定用途(特定用途以外の用途(共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿を除く。)をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積に0.5を乗じて得た面積との合計の面積			特定用途に供する部分の床面積			(2)	特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途のうち共同住宅を除いたものをいう。以下同じ。)(事務所、倉庫及び工場を除く。)に供する部分				
(3)	1,000平方メートル			2,000平方メートル			(削る)					
(4)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)に供する部分	非特定用途に供する部分	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	倉庫又は工場の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、倉庫及び工場を除く。)に	(3)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び工場を除く。)に供する部分	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	倉庫又は工場の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、倉庫及び工場を除く。)に

	部分			部分		供する部分			分			供する部分	
(5)	200 平方メートル	250 平方メートル	<u>550 平方メートル</u>	200 平方メートル	<u>300 平方メートル</u>	250 平方メートル	(4)	200 平方メートル	250 平方メートル	200 平方メートル	<u>400 平方メートル</u>	250 平方メートル	
(6)	(省略)						(5)	(省略)					
<p>(備考)</p> <p>(2)の項に規定する特定用途に供する部分及び非特定用途に供する部分並びに(4)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>							<p>(備考)</p> <p>(2)の項及び(3)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>						
<p>(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)</p> <p>第4条の2 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内において、特定用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数(10台を超える場合は、10台とする。)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。</p>							<p>(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)</p> <p>第4条の2 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内において、特定用途に供する部分(駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。以下同じ。)の床面積が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数(10台を超える場合は、10台とする。)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。</p>						
<p>(省略)</p>							<p>(省略)</p>						
<p>(備考)</p> <p>(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>							<p>(備考)</p> <p>(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>						
<p>(第2項省略)</p>							<p>(第2項省略)</p>						
<p>(建築物の新築の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)</p> <p>第4条の3 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合</p>							<p>(建築物の新築の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)</p> <p>第4条の3 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途(事務所、倉庫及び工場を除く。)に供する部分(駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。)の床面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物</p>						

においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模を有する自動二輪車専用駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く。）に供する部分
(省略)		
(備考)		
(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。		

のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模を有する自動二輪車専用駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び工場を除く。）に供する部分
(省略)		
(備考)		
(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。		

(大規模な事務所、倉庫及び工場の特例)  
 第5条 前3条の規定にかかわらず、次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内に同表の(2)の項に掲げる用途のいずれかに供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者について第4条、第4条の2第1項又は前条の規定を適用する場合には、第4条の表の(4)の項、第4条の2第1項の表の(1)の項又は前条の表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積は、当該部分の床面積のうち10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た数値の面積とする。

(表省略)

(大規模な事務所、倉庫及び工場の特例)  
 第5条 第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内に同表の(2)の項に掲げる用途のいずれかに供する部分（駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとする。）の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者について第4条又は第4条の2第1項の規定を適用する場合には、第4条の表の(3)の項又は第4条の2第1項の表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積は、当該部分の床面積のうち10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た数値の面積とする。

(表省略)

(建築物の増築又は用途変更の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)  
 第6条の3 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の3及び第5条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている自動二輪車専用駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。）以上の特定自動二輪車が駐車することがで

(建築物の増築又は用途変更の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)  
 第6条の3 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の3の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなし同条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている自動二輪車専用駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。）以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模の自

<p>きる規模の自動二輪車専用駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。</p>	<p>動二輪車専用駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。</p>
<p>(適用の除外)  第8条 次のいずれかに該当する建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者については、第4条から第6条の3までの規定は、適用しない。  (第(1)号及び第(2)号省略)  <u>(3) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において非特定用途に供する建築物で、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたもの</u></p>	<p>(適用の除外)  第8条 次のいずれかに該当する建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者については、第4条から第6条の3までの規定は、適用しない。  (第(1)号及び第(2)号省略)  <u>(削る)</u></p>
<p>(駐車施設等の附置の特例)  第10条 第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、<u>その建築物の構造又は敷地の位置、規模等により</u>、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合<u>その他市長が特にやむを得ないと認める場合</u>においては、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。この場合において、当該新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の敷地からおおむね <u>300メートル</u>以内の場所に駐車施設等を設けなければならない。  (第2項及び第3項省略)  <u>4</u> (本文省略)  <u>5</u> (本文省略)</p>	<p>(駐車施設等の附置の特例)  第10条 第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合においては、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。この場合において、当該新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の敷地からおおむね <u>500メートル</u>以内の場所に駐車施設等を設けなければならない。  (第2項及び第3項省略)  <u>4 第4条、第4条の3、第5条(第4条の規定を適用する場合に限る。)、第6条、第6条の3又は前3項の規定により設けられた駐車施設等(第2項の規定により2以上の建築物のために一団として設けられたものを含む。)(前3項の規定により設けられたものにあつては、荷さばきのための駐車施設を除く。)</u>の利用状況に照らして、<u>当該駐車施設等についてこれらの規定により算出した駐車台数よりも少ない台数とすることによって土地の有効な利用に資し、かつ、交通の安全及び円滑化が阻害されるおそれがないと市長が認める場合は、当該駐車施設等の駐車台数を、当該算出した駐車台数から市長が認める限度の駐車台数を控除した駐車台数とすることができる。</u>  <u>5 前項の規定の適用に係る第7項の承認を受けた場合において、当該承認に係る建築物が除却された後の当該建築物と同一の敷地に、第4条、第4条の3又は第5条(第4条の規定を適用する場合に限る。)</u>の規定の適用を受ける建築物であつて市長が別に定める要件に該当するものを新築するときは、<u>その建築物又はその建築物の敷地内に附置する駐車施設等の駐車台数を、これらの規定により算出した駐車台数から、土地の有効な利用に資し、かつ、交通の安全及び円滑化が阻害されるおそれがないと市長が認める限度の駐車台数を控除した駐車台数とすることができる。</u>  <u>6</u> (本文省略)  <u>7</u> (本文省略)</p>

	<p><u>8 第5項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める期間内に、同項の規定の適用に係る前項の承認（変更の承認を除く。）を受けなければならない。この場合において、当該期間内に当該承認に係る建築物について建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出しなかったときは、当該承認は、その効力を失う。</u></p>
<p>（駐車施設等の構造等）</p> <p>第11条（第1項から第3項まで省略）</p> <p>4 第4条の3、<u>第5条</u>、第6条の3又は前条の規定により設けなければならない自動二輪車専用駐車施設の特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、特定自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。</p> <p>（第5項及び第6項省略）</p>	<p>（駐車施設等の構造等）</p> <p>第11条（第1項から第3項まで省略）</p> <p>4 第4条の3、第6条の3又は前条の規定により設けなければならない自動二輪車専用駐車施設の特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、特定自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。</p> <p>（第5項及び第6項省略）</p>
<p>（駐車施設等の管理）</p> <p>第12条 第4条から第6条の3まで又は第10条の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者（<u>第10条第5項</u>の規定により市長の承認を受けた者を含む。次条及び第14条第1項において同じ。）は、当該駐車施設等をその設置の目的に適合するように維持管理しなければならない。</p> <p><u>（定期報告）</u></p> <p>第12条の2 第10条第1項<u>から第4項まで</u>の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、当該駐車施設等の維持管理の状況について、毎年度<u>規則の定めるところにより</u>、市長に報告しなければならない。</p>	<p>（駐車施設等の管理）</p> <p>第12条 第4条から第6条の3まで又は第10条の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者（<u>同条第7項</u>の規定により市長の承認を受けた者を含む。次条、<u>第12条の3</u>及び第14条第1項において同じ。）は、当該駐車施設等をその設置の目的に適合するように維持管理しなければならない。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（定期報告）</u></p> <p>第12条の2 第10条第1項の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、当該駐車施設等の維持管理の状況について、毎年度<u>市長が指定する日までに</u>、市長に報告しなければならない。</p> <p><u>第12条の3 第10条第4項の規定の適用に係る同条第7項の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けて駐車台数を変更した駐車施設等の供用を開始した日から、同条第5項の規定の適用に係る同条第7項の承認を受けた場合にあつては当該承認に係る駐車施設等の供用を開始した日から起算して5年を経過する日までの間、同条第4項又は第5項の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、継続して当該駐車施設等の利用状況を調査し、当該調査の結果について、毎年1回市長が指定する日までに、市長に報告しなければならない。</u></p>
<p>第16条（第1項及び第2項省略）</p> <p>3 <u>第10条第5項</u>の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>第16条（第1項及び第2項省略）</p> <p>3 <u>第10条第7項</u>の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。</p>